令和９年度　小方認定こども園（１号認定）募集要項

１．小方認定こども園（１号認定）を利用できる児童

令和９年４月１日時点で３歳以上の児童が、利用することができます。

クラス年齢	生　年　月　日
３歳児	令和５年（２０２３年）４月２日　～　令和６年（２０２４年）４月１日
４歳児	令和４年（２０２２年）４月２日　～　令和５年（２０２３年）４月１日
５歳児	令和３年（２０２１年）４月２日　～　令和４年（２０２２年）４月１日

２．申込から入園までの流れ

（１）申込受付期間（土・日曜日、祝日を除く８時 30 分～17 時 15 分）

●４月に入園を希望する方

	申込期間	結果通知
１次申込	令和８年 12 月１日(火)～令和８年 12 月 25 日(金)	２月中旬
２次申込	令和９年２月 10 日(水)～令和９年２月 22 日(月)	３月中旬

※２次申込は１次申込での利用調整後に空きがある場合のみ利用調整を行います。

●５月以降に入園を希望する方

利用希望月	申込期間	結果通知
５月～２月	利用希望月の前月 10 日まで (10 日が閉庁日の場合は直前の開庁日)	利用希望月の 前月 20 日頃
令和 10 年３月	令和 10 年１月７日(金)まで	２月上旬

（２）提出場所

大竹市役所こども家庭課児童係（郵送可、締切日必着）

※小方認定こども園及び支所では受け付けません。

（３）利用調整

入園希望者数が受入可能な児童数を超える場合は、下記の要件に該当するかを確認し、点数の高い児童から順に入園を決定します。なお、同点の場合は、市で抽選を行います。

要件	点数
大竹市内に居住（住民票がある）または転入が確定している	３
小方小学校学区内に居住又は転居・転入が確定している	１
利用希望開始日に、兄弟姉妹が小方認定こども園に在園している ※兄弟姉妹で同時に新規申し込みをする場合は、対象外	１

３．必要書類

【持参いただくもの】

□　保護者、入園を希望する児童、同居の世帯員の個人番号（マイナンバー）が分かるもの

□　入園を希望する児童の健康保険証の記号番号が分かるもの

□　入園を希望する児童の母子健康手帳

□　申請書に記載の「申請保護者」の個人番号の番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか１つ

□　窓口に申請に来る方の身元確認書類

①顔写真付きの場合いずれか１つ

②顔写真なしの場合いずれか２つ（氏名と生年月日または住所の記載があるもの）

個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、学生証、身分証明書、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、国税・住民税等の領収書など官公署が発行した書類など

□　「申請保護者」と窓口に申請に来る方が異なる場合、委任されたことが分かる書類

委任状または「申請保護者」本人しか持ちえない書類（個人番号カード、パスポート等）

※住民票の写しは該当しません。

【提出書類】

市こども家庭課児童係と小方認定こども園で配布（市ホームページからもダウンロード可能）

①教育・保育給付支給認定申請書（１号認定用）

②小方認定こども園入園申込書

③家庭調書

④その他該当する場合のみ必要な書類

対象者の状況	必要書類
郵送で提出する場合	申請書に記載の「申請保護者」の個人番号の番号確認書類及び身元確認書類の写し
生活保護を受けている	生活保護受給証明書の写し等
入園希望児童または同居の親族が障害を有する	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等 ※手帳の更新があった場合、改めて提出が必要です。
里親である	里親委託されている、または委託予定であることが分かる書類
ひとり親家庭である	戸籍謄本の写し（離婚成立日または配偶者の死亡日が記載されているもの）、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、児童扶養手当証書の写し等のいずれか１つ ※死別の場合、公簿等で確認できる場合は提出不要
兄弟姉妹が保育施設等に在園（所）している	在園（所）証明書 ※提出することで副食費が減額されることがあります。 ※大竹市で教育・保育給付支給認定を受けている場合は不要
国外での収入がある	源泉徴収票、給与明細書等の収入が分かる書類 ４月～８月入所希望：2025年中のもの ９月以降入所希望　：2026年中のもの ※在日米軍の軍人・軍属の方はＦorm W2
申込期日までに大竹市に転入していない	転入に関する申立書（※市の様式あり）

４．小方認定こども園（１号認定）の概要

（１）所在地

大竹市小方一丁目１１番１号
℡５９－３０００

（２）預かり時間

月曜日～金曜日　９時～16 時 30 分
休日：土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）
※土曜日は、預かり保育として１日利用：1,500 円、４時間以内利用：900 円でご利用いただけます。

（３）給食費（主食費・副食費）

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・認定こども園の利用料が無償化されますが、給食費（主食費・副食費）については、無償化の対象外となります。

【副食費】月額 ４，０００円（大竹市に納付していただきます。）
【主食費】月額　　５００円（小方認定こども園に納付していただきます。）

（４）副食費の納付方法

口座振替または納付書により納めていただきます。
①口座振替
各納期限日に金融機関から引き落とされます。
②納付書による納付
市から送付される納付書を使用し、各納期限日までに金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン等の電子機器による決済サービス、全国の地方税統一 QR 対応金融機関、大竹市役所または各支所でお納めください。

【副食費の免除について】

次のいずれかに該当する場合、副食費を免除します。免除対象の方には、市から通知します。
・市町村民税所得割合計額が 77,101 円未満の世帯
・同一世帯の小学校３年生までの児童と小学校就学前の保育所等を利用している児童が合わせて３人以上いる場合で、３人目以降の児童

【副食費の減免について】

次のいずれかに該当し、副食費を納付することが著しく困難と認められる場合は、申請により副食費が減免される場合があります。該当する場合は、市こども家庭課児童係へご相談ください。
・火災、風水害等の災害を受けたとき
・その他特別な事情があると認められるとき

【問い合わせ先】
大竹市小方一丁目１１番１号
大竹市役所こども家庭課児童係
℡０８２７－５９－２１４８

